

期 中 の 評 価 個 表

事業名	直轄地すべり防止事業	事業計画期間	昭和44年～平成30年(50年間)						
事業実施地区名 (都道府県名)	磐井川(いわいがわ) (岩手県)	事業実施主体	東北森林管理局 岩手南部森林管理署						
事業の概要・目的	<p>当地区は、岩手県一関市巖美町の磐井川上流部に位置し、地質は上層に頁岩、凝灰質砂岩、凝灰岩、下層に安山岩と石英安山岩が分布しており、これに地下水が作用し、地すべりが繰り返し発生している地域である。過去には昭和22年のカスリン台風、23年のアイオン台風時の集中豪雨に起因して発生した地すべりによる土砂が磐井川に流入し、下流の一関市一帯で大災害が発生(死傷者4,859人等)している。その後、昭和38年頃から地すべり活動が次第に活発化し、災害の発生が懸念されたが、地すべりの規模が大きく、地すべり防止対策に高度な技術等を要したことから、一関市、岩手県の強い要望を受け、昭和44年から直轄地すべり防止事業に着手した。</p> <p>なお、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震により、新たに地すべりが多数発生したことなどから、事業内容を見直して実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：集水井工 171基、排水トンネル工 1,873m、溪間工 112基 ・総事業費：15,422,000千円（平成15年度の評価時点12,444,000千円） 								
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成20年の岩手・宮城内陸地震により、新たな地すべりが多数発生したため、対策工の検討を行い、総事業費を12,444,000千円から15,422,000千円に見直し、事業計画期間の終期を平成22年度から平成30年度に延長し、整備を続ける計画とする。</p> <p>なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>79,355,249千円</td> </tr> <tr> <td>総費用(C)</td> <td>24,430,236千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果(B/C)</td> <td>3.25</td> </tr> </table>			総便益(B)	79,355,249千円	総費用(C)	24,430,236千円	分析結果(B/C)	3.25
総便益(B)	79,355,249千円								
総費用(C)	24,430,236千円								
分析結果(B/C)	3.25								
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>森林の状況は、岩手県、(独)森林総合研究所等による造林が積極的に行われて人工林化が進み、6～10齢級のスギ、カラマツ人工林が広く分布している。</p> <p>周辺の社会経済情勢については、岩手県南の玄関口である一関市の都市化が進んでおり、東北自動車道・東北本線・東北新幹線・国道4号・342号線のほか主要な交通網が発達し交通の要所となっている。</p> <p>また、岩手・宮城内陸地震により、磐井川沿いの住民が避難生活を余儀なくされる事態が発生し、地域住民の安全を確保するためにも磐井川地区直轄地すべり防止事業の推進が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な保全対象：家屋 1,206戸、国県道 6.4km、農地770ha 								
③ 事業の進捗状況	<p>磐井川地区直轄地すべり防止事業については、現行計画の終期である平成22年度末には概成する見込みであったが、平成20年の岩手・宮城内陸地震により、新規地すべり・崩壊及び既設構造物の破損等が多数発生したことから、現行計画を見直したところ、平成20年度末の事業の進捗率は80.7%（事業費）の見込みである。</p>								
④ 関連事業の整備状況	<p>岩手・宮城内陸地震により、磐井川に面した斜面上で新たに発生した地すべりについて、再度災害を防止するため緊急に復旧整備を行う必要があり、直轄地すべり防止災害関連緊急事業を行っている。また、地すべりの脚部を流下する磐井川の河道を復旧するため、国土交通省により直轄砂防災害関連緊急事業が行われている。</p>								

<p>⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向</p>	<p>磐井川地区の地すべり防止対策は、基本計画に基づき大規模な地すべり荒廃地に対し、長大なトンネル暗渠工等の高度な技術を要する工法等により順次整備が図られている。</p> <p>平成20年6月の岩手・宮城内陸地震によって、新たに地すべり被害が発生し、引き続き復旧整備が必要となった。</p> <p>これらについての復旧整備は、過去に甚大な被害をもたらした一関市の市街地等を未然に土砂災害から守るうえで、きわめて重要な取り組みであることから、早期防災施設等の整備を望む。（岩手県）</p> <p>当地域は、過去において大規模な地すべり災害により甚大な被害が発生しており、今後においても災害の発生が懸念される地域です。昭和44年からの直轄地すべり防止事業の施工により、豪雨時や融雪期における地下水排除の対策が進み、現在は地すべり活動が沈静化しており対策工事の効果が発揮されているところです。</p> <p>また、平成20年6月発生した岩手・宮城内陸地震においては、震源地が近くであったにもかかわらず、対策工事を実施した山地と、実施されていない山地では崩壊等の被害に格段の差が生じ、安全が守られたことを証明するものと考えています。</p> <p>こうしたことから、この事業が一関市民の生命・財産の保護に大いに寄与するものであり、より一層の直轄地すべり防止事業の推進を要望します。（一関市）</p>
<p>⑥ 事業コスト縮減等の可能性</p>	<p>地すべりの観測を継続的に行い、緊急度・優先度の高い箇所より対策工を実施しつつ、地すべり防止工事の規模や必要性を厳密に検討し、必要に応じて事業内容を見直すことでコスト縮減を図ることとする。</p>
<p>⑦ 代替案の実現可能性</p>	<p>該当なし。</p>
<p>第三者委員会の意見</p>	<p>磐井川地区直轄地すべり防止事業については、地すべり活動の沈静化に向けて事業を推進しているところであり、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震により、事業対象区域及び周辺区域で新たな地すべりが発生し、従来の事業と一体的に対策を講ずる必要があることから、計画を変更のうえ実施を継続実施することが妥当と判断される。</p>
<p>評価結果及び実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地すべりを放置すれば、地すべり災害等が発生するおそれがあることや、地元からも事業の継続実施を強く要望されていることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：対策工の計画に当たっては、地すべり観測を実施しつつ現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法が検討されており、事業実施に当たってコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。 ・有効性：事業の実施により地すべり災害の防止等、周辺地域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。 <p>上記①～⑦の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、計画変更のうえ事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針：計画変更のうえ事業を継続する。